

平成28年12月22日

第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（改訂版）について  
（女性活躍推進計画）

【策定の背景】

平成27年9月4日に、女性活躍推進法が施行された。38年3月31日限り、その効力を失う、時限立法（事業主行動計画は28年4月施行）

【策定理由】

内閣府の説明によると、女性活躍推進法は男女共同参画社会基本法において推進が遅れている女性活躍を特出しした10年間の時限立法であるため、本市においても国及び兵庫県の計画を勘案して、早急に女性活躍の計画を策定する必要がある。

現行の第3次男女共同参画行動計画ウィザス・プランは、平成25年度から29年度の5年間の計画期間であり、第4次ウィザス・プランは、30年度から5年間の計画である。29年度1年間の計画ではあるが、28年度中に女性活躍推進計画を策定し、29年度から女性活躍推進計画を盛り込み、第3次男女共同参画行動計画ウィザス・プランを改訂する。

なお、30年度から34年度までを計画期間とする5年間の計画である、女性活躍推進計画及び第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プランは、29年度に策定する。

（第2次DV対策基本計画も策定する。）

以 上